

平成 24 年度事業計画書

平成 24 年 4 月 1 日

| | |
|-----|------------------------|
| 施設名 | 新潟市老人憩の家「大淵荘」 |
| 団体名 | 新潟市江南区老人クラブ連合会大江山地区協議会 |

1. 基本方針

地域の高齢者の健康を保持し、その福祉の増進を図る。

新潟市老人憩の家の利用者が、平等利用ができるよう努める。

新潟市老人憩の家を事業計画に沿って適正に管理を行ない、地域との交流を図る。

2. 職員（管理人）の配置及び勤務時間割表

施設管理

配置人員 2 人

勤務時間（形態）

a) 全日勤務者（週 40 時間勤務） 1 名

b) 半日勤務者（週 20 時間勤務） 1 名

午前 8 時 30 分～午後 5 時まで、休憩等を調整して勤務する。

3 . 施設利用における事前準備

4 . 日常業務

「憩の家」施設の維持管理

- ・開錠、施錠（夜間は機械警備）

・施設設備補修や備品修繕の必要がある場合、所管する区の健康福祉課へ連絡をする。

利用の許可及び利用状況の把握

<利用の許可業務>

・来所者の「老人福祉センター及び老人憩の家利用証」を確認し、男女別利用人数を記録する。

・利用日誌の作成

・利用者のトラブルに関して、公平な立場で対応する。

・個人情報の保護を徹底する。

浴室等の給湯、ボイラー運転（資格不要）

浴槽水の水質管理（残留塩素濃度の管理・記録）

室内及び敷地内の整理整頓、清掃、安全点検

浴室等の清掃（毎日完全換水。ろ過機等の洗浄や消毒）

公衆浴場自主点検表、日々の利用内容を整理する。

5 . 月間業務

1ヶ月の日誌を作成し、江南区健康福祉課へ報告する。

3ヶ月に1度、予算執行状況を報告する。

屋内外の安全点検をする。

6 . 年間業務

会計年度終了後、2ヶ月以内に決算報告書を江南区健康福祉課へ提出し、残額が生じた場合は、新潟市に返納する。

7 . 管理運営委員会を年1回開催し、より良い管理運営を目指す。

問題が生じた場合は、適宜開催し早期解決を目指す。

8 . 休所日、利用時間の変更に関する業務

休所日、利用時間を変更する必要が生じた場合は、速やかに市長に報告し了解を得る。

9 . 入浴時間及び洗髪の可否について

新潟市老人憩の家「大淵荘」の入浴時間及び洗髪について

a) 入浴時間 午後 0 時 0 0 分 ~ 午後 4 時 0 0 分

ただし , 日曜日 1 週おきの浴槽配管洗浄日については

午前 1 0 時 0 0 分 ~ 1 2 時 0 0 分

b) 洗髪の可否 男性 可

女性 可

10 . 開館時間及び休所日設定

開館時間 午前 9 時 0 0 分 ~ 午後 4 時 3 0 分

休所日

a) 毎週月曜日

b) 祝日 (月曜日が祝日の場合は翌火曜日も)

c) 1 月 2 日 ~ 3 日

d) 8 月 1 3 日 ~ 1 5 日

e) 1 2 月 2 9 日 ~ 3 1 日

11 . 個人情報の保護

個人情報が記載されている書類を適切に管理し , 個人情報の漏洩防止の徹底を図る。

役員並びに職員は業務上知り得た情報について , 守秘義務を遵守するよう徹底し , 退職後も同様とする。

12 . 緊急時対策

・年 2 回避難訓練を実施するとともに , 日頃から利用者の安全に心掛ける。

・また , 利用者の体調に急変その他緊急事態が生じた際は , すみやかに 1 1 9 番通報をするなど適切に対処し , 利用者の家族に連絡する。

13 . 要望・苦情対応

利用者等から苦情が出た場合 , 軽微な事項については , 職員 (管理人) が即対応し , すぐには対応できないような場合には後ほど回答するなど , 丁重な対応に努める。

また , 利用者等から要望や苦情を受けた場合は , すみやかに管理運営委員会を開き , 話し合いのうえ迅速な解決に努める。

管理運営委員会の話し合いでは判断しかねる事項については , 江南区健康福祉課及び関係機関等へ即時に連絡し , 判断を仰いだうえで解決に努める。